

第2次募集

認定されると
最大200万円
までご支援

新たな市場進出など販路を見据えた計画を策定し、積極的に取り組む食料品製造業者を募集します！！

令和3年度以前の認定事業者も別の事業計画であれば申請可能です！！

このような悩みを抱えている企業の皆様を支援します

☆ 首都圏へ営業しているけれど、交通費・滞在費が高くて困っている

☆ 販路開拓・商品開発・設備投資をセットで支援する補助金があればよいのに・・・



計画名

長崎県フード・バリューアップ事業計画
(第2次)

募集期間

令和4年6月24日(金) ~ 8月5日(金)

募集対象

売上が概ね5千万円以上の食料品製造業者

どのような計画が認定されますか？

「県産材」「歴史（ストーリー）」「便利食」「安全・安心・機能性」などに着目して、ギフト用品・業務用品・日用品といった新たな市場へ進出するような計画を認定します。



計画の例

- ◆ 県産材を使って高品質なお菓子を開発
【対象経費】 原材料費、分析・検査委託料、外部指導員への謝金など
- ◆ 冷凍保存食品を常温保存に変えて新たな販路を開拓
【対象経費】 コンサルタント料、展示会出展費、営業スタッフ旅費、真空包装機の購入費など
- ◆ 容器ごとレンジで温めてすぐに食べることができる便利食を開発
【対象経費】 分析・検査委託料、レトルト殺菌装置の導入費、パンフレット作成費など
- ◆ 在庫管理をリアルタイムで把握するためのシステム開発 (DX特別枠)
【対象経費】 システム開発・導入費など
- ◆ 商品毎の原価を都度正確に算定し、作業効率向上や商品開発に利用 (DX特別枠)
【対象経費】 システム開発・導入費、システム導入のためのコンサル料など

※詳細は、裏面でご確認ください。👉

申請対象者

次に掲げる事項を全て満たす事業者

- (1)長崎県内に主たる生産拠点を有する食品製造業者等で、本県内の生産拠点において申請にかかる事業を実施すること。
- (2)県内の生産拠点における食料品製造業等にかかる売上高（または生産額）が5千万円以上の企業であること。

※「食料品製造業者等」とは、日本標準産業分類の中分類の食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料 製造業（清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業に限る）に属する中小企業者のほか、知事が特に認めるものを指します。

認定の要件

1. 以下の表のような、新たな市場等の販路を見据えた取組を通じ、今後5年間で付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額）が20%以上増加する事業計画を県へ提出すること

想定販売チャネル	市場ターゲット	
		プレミアム価値
自社店舗 百貨店 ギフト専門店 通信販売	ギフト (贈答、土産物等)	○県産材 ○歴史 (ストーリー性) ○便利食 ○安全・安心・機能性
高級飲食店 専門店	業務用 (外食)	
コンビニ スーパー 食料品専門店 通信販売	日用品	

2. 事業計画において、脱炭素化に資する取組を行うこと

長崎県フード・バリューアップ支援事業費補助金

- ◆補助率 (一般枠) 2分の1以内 (特別枠) 3分の2以内
- ◆補助限度額 2,000千円 (下限: 500千円)
- ◆事業期間 令和5年2月22日(水)まで
- ◆補助対象経費

認定された企業に対する支援

事業区分	対象経費
(1)商品開発改良	①商品開発改良に直接使用する原材料・資材・消耗品の購入費 ②商品開発改良に関する委託加工、分析・検査等に要する経費 ③商品開発改良の遂行に必要な職員の交通費・宿泊料 ④社内研修等の講師謝金・交通費・宿泊料 ⑤コンサルタント料およびコンサルタントの交通費・宿泊料 ⑥その他事業計画の実施に必要と認められる経費
(2)販路開拓	①展示会・商談会出展に要する経費 ②認定事業に基づく営業スタッフの活動の交通費・宿泊料 ③コンサルタント料およびコンサルタントの交通費・宿泊料 ④その他事業計画の実施に必要と認められる経費
(3)設備導入	①新たな市場等の開拓に直接使用する機械設備等の購入費 ②DX・IoT化の取組に要する経費 ③その他事業計画の実施に必要と認められる経費

※設備導入に対する補助額は、1,000千円を上限とします。

認定申請書提出先及び相談先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1
長崎県産業労働部 企業振興課 産地振興班
TEL 095(895)2637 / FAX 095(895)2544

詳細は、長崎県のホームページでご確認ください。
資料（募集要項、各種様式）は、ホームページからダウンロードできます。

長崎県 フード・バリューアップ 補助金

検索

※申請前に事前相談する必要があります。